

ホームページ公開用

平成30年4月18日 定例教育委員会 会議録

1 開催日時及び場所

- ・平成30年4月18日（水） 午後3時00分 ～ 午後4時20分
- ・教育委員会室

2 出席者

教育長	安福正寿	事務局職員	
委員	稲本正	副教育長	内木 禎
委員	野原正美	教育次長	堀 貴雄
委員	竹中裕紀	義務教育総括監	服部和也
委員	近藤恵里	総合教育センター長兼教育研修課長	坂井和裕
	(森口祐子委員は欠席)	教育総務課長	平野孝之
		教育総務課教育主管（高校）	高橋宗彦
		教育総務課教育主管（義務）	早川 剛
		教育管理課長	松田直樹
		教育財務課長	柴田雅道
		教職員課長	北岡龍也
		教職員課福利厚生室長	若野 明
		教職員課教育主管（義務）	古田秀人
		教職員課教育主管（高校）	大坪一才恵
		学校安全課長	片桐基晴
		学校支援課長	古賀英一
		学校支援課教育主管（義務）	渡邊勝敏
		学校支援課教育主管（高校）	森岡孝文
		特別支援教育課長	松原勝己
		体育健康課長	野田正明
		体育健康課教育主管	中川浩美

3 議事日程等

報第1号、報第2号について非公開とすることを決定。

4 会議録

平成30年3月19日開催の臨時教育委員会の会議録を承認。

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容	() 書きは事務局発言
報第1号	職員の表彰について（非公開案件）	
報第2号	職員の表彰について（非公開案件）	
教育総務課 長	職員の表彰について専決で行ったことを報告し、承認された。 本県は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
報第3号	平成30年度定期人事異動について	
教育総務課 長	平成30年度定期人事異動について報告し、その承認を求めるものである。 前回3月19日の教育委員会においてお諮りしたが、その時点において知事部局における内示日程の都合上、事務系職員の異動についてはお諮りできず、専決により処分をさせていただいていた。今回、この異動について報告し、承認を求めるものである。異動規模については事務局関係として全体で220名の異動があった。内訳として、事務局関係が73名、学校関係は147名である。	
稲本委員	教育関係ではない方が、教育関係へ異動する場合があると思うが、その際に特殊な引き継ぎ方があるのか。	
教育総務課 長	報告したものについて、事務系の職員等ということであるが、知事部局との連携の中で交流を図っている。様々な職種があるが、例えば林政との交流として、森林分野関係の職員が教育委員会で働き、様々な経験を積んでいただくということも踏まえている。一般的な事務以外にも、特殊な職種との交流を図っており、今回もそのような者の異動が含まれている。	
稲本委員	県の場合は、本人の希望はあるのか。	
教育総務課 長	前年度の秋ごろに各所属で、異動も含めて、職員の状況や健康管理について面談を実施している。その際に、今後はどのような分野や場所で活躍したいのかを聞いている。人事の配置もあるため、どの程度反映できるかは分からないが、面談での話も参考にしながら行っている。	
教 育 長	報第3号について、挙手により採決する。	
教 育 長	全員賛成により承認する。	
報第4号	岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則について	
教 職 員 課 長	岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則について報告し、その承認を求めるものである。 岐阜県内にある市町村立の学校に配置される職員の定数を規定する規則を一部改正した。これは、児童生徒数の増減や、学校・学級数の増減等に応じて毎年度、各市町村立学校に勤務する教職員の数を規則上規定するものである。具体的には、資料56頁の新旧対照表に記載のあるとおり、例えば「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）」の校長、教頭、教諭等の数は、昨年度の6,451名から6,507名に増加	

ホームページ公開用

	<p>している。近年の児童生徒数の減少により、一般的に教職員数は定数上減少していく傾向にあるが、国の法令の改正により、一部今まで加配で措置されていた教員が基礎定数に含まれるというかたちで定数改善が図られている。そのため、今年度に関しては、例えば小学校の教諭等については人数が増えているという形になっている。</p>
教 育 長	報第4号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により承認する。
報第5号 分限免職処分取消等請求控訴事件に係る訴訟事務の委任について	
教 職 員 課 長	<p>分限免職処分取消等請求控訴事件に係る訴訟事務の委任について報告し、その承認を求めるものである。</p> <p>本年2月の定例教育委員会において、県立国際情報科学芸術アカデミーの廃止に伴い分限免職処分となった元県職員2名から提起された訴訟に関して、岐阜地方裁判所からの「県勝訴」の判決結果をご報告したところであるが、この度、原告から、原判決を不服とする控訴の申し立てがあった。それを受けて、本件訴訟事務について、教育委員会代理人を選任し事務を委任する必要性が生じたことから、「教育長に対する権限の委任等に関する規則」第3条の規定に基づき専決処分を行ったため、同条第2項によりこれを報告し、その承認を求めるものである。</p> <p>はじめに、訴訟の概要からご説明する。事件名及び当事者については、資料57頁に記載のとおりである。訴訟提起日は平成30年2月6日で、3月27日に控訴状が到着している。控訴の主旨は4点あり、1つ目は、一審判決の取消。2つ目は、国際情報科学芸術アカデミーを廃止する旨の処分が無効であることを確認するというもの。3つ目は、岐阜県商工労働部長が原告2名に対して行った分限免職処分を取り消すというもの。4つ目は、訴訟費用は県の負担とするというものである。これまでの経緯については、資料「2 経緯」のところに記載のとおりである。今回、選任させていただいた代理人は、毛利弁護士及び横井弁護士の2名である。両名とも平成27年の原告による訴訟提起以降、本件の代理人を務めていただいております。訴訟内容にも精通した方々である。専決処分日は、平成30年3月29日である。なお、訴訟に関する具体的な事務については、教育委員会がアカデミーの管理運営等の事務を委任した商工労働部長が代理人と連携して進めている。</p>
稲本委員	中身は分からないため、委任して良いかどうかを判断するだけで良いのか。
教 職 員 課 課 長	<p>今回、委任という専決処分をさせていただいたため、それについて承認を求める。</p>
教 育 長	報第5号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により承認する。
<p>議第1号 岐阜県立高等学校の活性化に関する平成29年度の検討まとめについて</p> <p>議第2号 平成31年度県立高等学校における学科改編等について</p> <p>議第3号 岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について</p>	
教 育 総 務 課 長	<p>県立高等学校の活性化に関する平成29年度の検討まとめについて、平成31年度県立高等学校における学科改編等について、岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正</p>

する規則についてまとめてお諮りする。

始めに、「議第1号岐阜県立高等学校の活性化に関する平成29年度の検討まとめについて」ご説明する。

検討まとめについては、県立高校の活性化に関する年度の取組みについて取りまとめ、毎年発表をしている。今回の内容は、大きく分けて「平成29年度の取組結果」「30年度以降の取組内容」「現状の課題分析」「平成31年度の学科改編等について」という構成でまとめているところである。

まず、平成29年度の取組結果まとめについてである。平成29年4月に入学者選抜制度の変更及び学科改編等を発表させていただき、全県一区の見直しや県外募集、1学級40人未満の入学定員設定の取組みを行ったところである。学科改編については、資料64頁及び資料65頁にお示ししたとおり、県立岐阜高等学校に単位制を導入する等の改編を行った。資料65頁の「(2) 地域連携による活力ある高校づくりについて」は、グループ1・2の学校について地域と連携して活性化に関する様々な議論を行った。各校における取組みについては、資料66頁以降にお示ししており、全体としては16の学校で行った。資料74頁には、進学指導の教科への取組みとして、進学指導重点校事業を行い、重点校4校を指定して取組みを行った。資料77頁の「(4) スーパーグローバルハイスクールの拡充」については、グローバル化が進展する中で、幅広い視点から社会的課題を解決する力を身につけていくために、4校をスーパーグローバルハイスクールに指定し取組みを進めている。資料79頁の「(5) 少人数コミュニケーション講座の開発について」は、新子どもかがやきプランに基づき、他の生徒と適切に関わるためのルールを身につけたり、そういった能力を高めるための仕組みの確立を図るために、不破高等学校・華陽フロンティア高等学校をモデル校とし、研究開発を進めた。

資料80頁以降は、「平成30年度以降の取組内容」を示している。「(1) 地域連携による活力ある高校づくり」については、先程16校で取組みを進めていると言ったが、その拡充を図るということで、平成30年度からは、専門校3校、恵那農業、中津商業、中津川工業も新たに地域の協議会を立ち上げ、各学校の活性化の議論を行う。「(2) 進路指導の教科」については、重点校を6校に拡充し取り組んでいく。また、その他にも、平成30年度の新規事業として理数教育フラッグシップ等について紹介をしている。

資料82頁には「4 検討課題」をまとめている。「(1) 高校の特性に応じた活性化策について」は、平成28年度に検討をした、各学校の今後の在り方をまとめたグランドデザインに基づきながら活性化を進めていくこと、また、県の地方産業教育審議会の答申を踏まえ、専門学科における学科の在り方を検討していくこと、資料83頁には、小規模校の活性化策として、現在11校を予定しているが、「学校運営協議会」を設置し、コミュニティー・スクールとすること等を掲げている。資料84頁の「(2) 今後の生徒減少期を見据えた生徒募集について」は、1学級40人未満の入学定員の設定に関して様々な議論を重ねてきたが、今後も慎重に検討していきたいと考えている。専門学校の学科群による募集を始めているが、学科の学びを維持しながら少子化に対応するため、引き続き検討していきたい。また、県外募集についても触れているが、昨年度は1名の応募があった。今後は、実施校での魅力づくりをどのように行うのか、或いは効果的な広報をどうしていくのか検討を進めていくが、昨年度と同様に様々な高校分野で実施していきたいと考えている。

資料85頁以降は、平成31年度の学科改編について、検討を考えている改編内容を示しており、今回は全体で13校を予定している。資料89頁以降は、中学校卒業予定者数の状況等を資料としてまとめている。

次に「議第2号 平成31年度県立高等学校における学科改編等について」ご説明する。今回検討している学科改編について、全体で13校実施したいと考えている。具体的な内容については資料102頁に記載のとおり、岐阜北高等学校、羽島北高等学校、大垣南高等学校、大垣西高等学校、関高等学校及び斐太高等学校を、単位制に

ホームページ公開用

	<p>よる全日制の課程普通科とする。山県高等学校及び郡上北高等学校において、普通科ビジネスコースの募集を停止し、両校を単位制による全日制の課程普通科とする。揖斐高等学校においては、普通科ビジネスコースの募集を停止する。そして、郡上高等学校においては、総合学科の募集を停止し、同校を単位制による全日制の課程普通科及び農業科の併設校とする。また、食品流通科を食品科学科に、森林科学科を森林環境科学科に改めて、園芸科学科を新設する。恵那南高等学校については、総合学科の系列の見直しを行う。益田清風高等学校については、全日制の課程普通科及び商業科を単位制による全日制の課程普通科及び商業科とする。また、ビジネス会計科及び経営情報科をビジネス情報科に再編をしたい。更に、総合学科の系列の見直しもしていきたい。吉城高等学校については、単位制による全日制の課程普通科及び理数科の併置校としていきたい。</p> <p>続いて、「議第3号 岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について」についてお諮りする。これについては、平成31年度の学科改編に伴う規定整備である。資料111頁に新旧対照表がある。例えば、県立岐阜北高等学校の現状は「全日制の課程普通科」と規定が整理されているが、単位制を導入することにより2、3年生は従来の学年制として学習するため、そのまま残るが、新たに「単位制による全日制の課程」というものを一つ設ける。他の学校についても同様に規定の整理を行いたいと考えている。</p>
<p>稲本委員</p>	<p>自分も高等学校活性化には関わっており、それなりによく考えているが、これを具体化するのがなかなか難しいのではないかと。社会がものすごく変化しており、教育も変わらなければいけない中で、地域においては、へき地の小規模校は学生が全然集まらなくなっている。大きな問題をたくさん抱えながら、それを総合的に活性化しようというのはなかなか難しい問題である。ただ、例えばスーパーグローバルハイスクールや理数教育フラッグシップハイスクールをつくることを考えたり、単位制や様々な変革の兆しを行ったり、また、全県一区、全国区にする等をしている。ところが、マスコミも含めて、良いことは報道してくれないため、マイナスチェックばかり起きてしまい、これだけの改革を県がやろうとしていることが全然浸透していない。教育委員会においては、教育に関する広報の仕方を、県も含めて、これだけ多くの改革をこれから県民と一緒にやっていくことは大変なことである。全国区については、時期尚早ではないかと思ったが、やはり人が集まらなかった。しかし、やっている試みはよい。これをどう全県民、全国民に知らせるか、そのような広報に携わる部局を、教育委員会もつくらなくてはならないのではないかと。そうしなければ絵に描いた餅になってしまう。趣旨もよく理解してもらわなければならない。現地を回ってみて分かったが、現地の人は、高校を潰すことに絶対賛成しない。しかし、児童生徒が減っているため、その中でどうすればいいのかを考え、学科の改編などいろいろと行っている。やはり、地域の希望も相当あるが、現実には児童生徒が減ってしまえばその学校は存続しない。その大変なところを綱渡りしつつ上手くやれば、これは教育の大改革であり、良いことに向かうチャンスである。教育委員会だけの問題ではなくなってきたため、全県民、全国民がやらなければ、少子化の時代にうまくいく訳がない。それをやるためには、皆さんのそれぞれの課題としてまず広報に力を入れていただかなければならない。また、古い価値観を壊してもらわなければならない。国立大学にどれだけ行くかという指標ばかり追いかけて、それが若干良くなっても、岐阜大学に入っている学生の多くが愛知県から来て、愛知県へ帰って行ってしまっており、岐阜大学が何のためにあるのか分からない。勿論、国立大学は全国のためであるが、岐阜県にある必要がなくなってしまうため、できれば岐阜の地元の子が岐阜大学を出て、地元の教師になったり、地元の農林業や医学をやってくれることが一番いいというのは、確かなことである。教育の中で何を指すのかということ、一般的な広報とは別に、PTAや学生本人に考えていただく。日本の教育で一番良くないのは、どの学校に入るかばかりを争い、卒業してから何になるかという議論があまりされないため、この2つをやっていただきたい。試みそのものは、なかなかいい線までいっているのではないかと思う。</p>

ホームページ公開用

竹中委員	<p>平成29年度の経過のまとめから平成30年へと続いていて、非常に分かりやすい。平成29年度は全県一区をやったが、本来の目的がうまく動き出したのかどうか、また、県外からの受検も一人しかいないが、それはそれで目的があり、今年度はその中身をどのように深化させるのかということが、もう少し分かるとよい。継続というよりは、例えば中学校の指導でも、指導方法を増やすというよりは、指導の中身の充実性をもう少し詰めてもらおうとよいのではないかと。また、新たな取組みとして、「演劇等を通じた高校生のコミュニケーション能力の育成」を行うということだが、コミュニケーション能力は非常に重要である。今年度は演劇等を通じて行うことになっているが、岐阜高校の紹介ではディベートなどの具体的な取組みを行っている。そういったことは、どこの高校でも行われているのではないかと。コミュニケーション能力の向上には、どんなことがあり、何をバックアップするのかを現場と繋げていくと良いのではないかと。</p> <p>また、岐阜高校で単位制を導入しているが、単位制になると、仕組みとして大学のように好きな時間が選べるようになるのか。</p>
教育総務 教育主管 (高校)	<p>大学のイメージそのままではない。アラカルトのようなかたちで、生徒の進路希望に応じて様々な科目を設定し、その中から選びやすくする形式が原則である。ただ、学年制のように一律に同じような授業を受けるということではない。</p>
稲本委員	<p>世界的に単位制がどんどん増加している。小学校から単位制を導入しているところもあり、お茶の水女子大の附属小学校は、ある程度の基礎はある中で単位制のようなものを導入している。ヨーロッパの高校では、ほとんどが単位制である。ショートトリップ(小旅行をして感想文を書けば単位がもらえる)やフォトグラフなどを行い感想文を書いたり、町でボランティアをある程度の時間行ったことを書けば単位がもらえるというようなことを行っている学校は世界的にある。宿題は絶対に出さないという国もある。教育が大きく変化している中で単位制というのは、子どもの自主性を認めるということであり、今までは枠の中で行っていたが、自主性を認めるという趣旨はとても良いのではないかと。しかし、本人も先生もよく理解していないのではないかと。そこをもっと徹底していかなければならないと思う。</p>
竹中委員	<p>学科の改編について、募集を停止するという事は、学級減になるということか。</p>
教育総務 教育主管 (高校)	<p>様々な観点から決定はするが、即定員減というわけではない。</p> <p>少子化が進む中において、より細かな面で生徒が勉強ができる環境を考えたときに、大きい単位の学科が複数あるより、学科をひとまとめにして、そこで整理し対応することが適切であると考えます。</p>
野原委員	<p>資料104頁に記載のある、郡上高等学校の学科改編の理由として、「郡上市内2校における学習環境を整備するため」とあり、郡上に住んでいる生徒さんが、学びたい分野に応じて郡上北高等学校と郡上高等学校を選択できるようになっていると思うが、郡上北高等学校のビジネスコースを廃止した場合に、両校でビジネスを学ぶことができないということが起きるのか。</p>
教育総務 教育主管 (高校)	<p>郡上という地域は、郡上市内の中学校から両校へ行く率が県内でも高いと考える。現状は、郡上高等学校の普通科はどちらかというと大学への進学を希望するお子さんが多い。あと、農業科もある。今現在総合学科もあるが、ここは普通科を望む子が成績やいろいろな観点から行く場合も多い。一方で郡上北高等学校は白鳥地区にあるが、普通科の中にビジネスコースもある。従って、商業的な色合いが強いものではあるが、普通科である。ただ、郡上北高等学校の進路を見てみると、大学進学から就職まで、非常に多様である。そのように見たときに、ビジネスコースという独立したコースではなく、単位制にすることによって、その中で商業分野が学べるようになる。さらに郡上高等学校も単位制にすることによってその中で学んでいくようなシステムも単位制普通科の中に入れて込んでいく。言ってみれば、両方の現状を見て、より小さいユニットで学びやす</p>

ホームページ公開用

	くするという改編をしている。行けなくなるとかそういうものではない。
教育次長	<p>もう一つ付け加える。今までは、募集の段階からビジネスコースで募集をしていた学校が、3校あった。かつては国際コースとか、いろいろな普通科系のコースが県内にあったが、現在残っているのが山県高等学校の普通科ビジネスコースと揖斐高等学校の普通科ビジネスコース、さらに今申し上げた郡上北高等学校ということで、この最後に残った3つが今回、こうした整理で終わるということである。いずれも、普通科の中に商業科目を開設しているので、同様の学びができると考えている。</p>
稲本委員	<p>その趣旨がよく伝わらないとよくない。なくなってしまうと思ってしまう。それからもう一つ、何でも普通科にしてしまっているところがある。普通科でもいろいろなタイプがある。正直言って、進学に近い所の普通科と、だんだん商業とか実業に向いていく普通科というのと、ちょっと性格が違ってきているのではないかと思える。父兄の中には、何でもいいから普通科に入れておく方が良いのではないかと思ってしまうこともあるのではないか。今すぐは無理でも、来年、再来年あたりからネーミング等も含めて議論した方が良く思う。</p>
竹中委員	<p>高校の特性に応じた活性化対策として、「地域連携による活力ある高校づくり」とある。今ものすごく生徒数が減っていくから、地域に学校を残せるかどうかなど、いろいろ問題があるので、是非取り組んでもらいたい。単独の市町村で取り組むと限界があるだろうから、範囲を、連携がとれる協議会へ移行させるとか、そういうモデルをつくりながら役割分担をするような在り方とか、いろいろな方法があると思うので、少しでも中身を検討していく余地があるのではないか。</p>
稲本委員	それをしないとだめ。絶対数が少ないのだから広げるしかない。
教育長	議第1号から議第3号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり可決する。
議第4号 平成31年度使用教科用図書の採択について	
学校支援課長	<p>議第4号 平成31年度使用教科用図書の採決について、お諮りする。</p> <p>義務教育諸学校において使用する教科用図書は、市町村教育委員会が採択を行っている。県教育委員会では、採択権者である市町村教育委員会に対して指導、助言又は援助を行うという役割を有している。そして、その内容について、予め「教科用図書選定審議会」の意見を聞かなければならないということが「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」で定められている。指導、助言、援助の中身については、「採択基準」という形で示す。今回「審議会」に諮る「採択基準」の案について前もって諮るものである。また、県立高等学校及び県立特別支援学校の教科用図書の採択権者は県教育委員会である。選定する立場にある県立高等学校及び県立特別支援学校に対して示す、考慮すべき「採択方針」についてお諮りするものである。</p> <p>資料1 17頁は「平成31年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準」についての（案）である。ここでは、昨年度までと異なる部分と、特に留意すべき点についてのみ取り上げて説明する。</p> <p>まず、「2 採択に当たり踏まえるべきこと」の（1）の2つ目について説明する。小学校用図書については、昨年度「特別の教科 道徳」の採択があった。今年度は、それ以外の教科について、前回平成25年度の採択から4年経過するとまた採択替えということになるので、新たに採択を行う年となる。平成29年度に文部科学省が行なった検定において、新たな図書の申請が無かったため、基本的には前回の検定合格図書等の中から採択を行うということとしている。</p>

ホームページ公開用

	<p>中学校については、今年度新たに「特別の教科 道徳」の初めての採択を行う年度になる。道徳以外の教科については、採択替えの無い年度に当たるので、「平成29年度と同一の教科用図書を採択する」ということになっている。なお、平成27年、28年度に問題になった、採択の信頼の根幹を揺るがす教科書問題を踏まえて、資料119頁に「公正確保の徹底」とあるように、とりわけ採択関係者と教科書発行者との関係、或いは教科書見本の献本等については、高くアンテナを張って進めるよう、徹底事項として昨年度同様盛り込んでいるところである。</p> <p>また、選定審議会の委員については、教育長専決事項となっている。</p> <p>続いて、資料120、121頁の「平成31年度使用県立高等学校用教科用図書の採択方針（案）」及び「平成31年度使用県立特別支援学校用教科用図書の採択方針（案）」については、昨年度から大きな変更はないため、詳しい説明は割愛する。</p> <p>本採択方針（案）を承認いただいたうへは、各学校に対して教科用図書の採択の公正確保の徹底を指導してまいりたいと考えている。</p> <p>資料122頁以降については、今年度の採択、選定事務の年間スケジュール等について示した。採決後は、義務教育諸学校の採択については、採択基準（案）を選定審議会に諮り、審議等を経て採択権者である市町村教育委員会に通知していく。また、小学校教科書及び中学校の「特別の教科 道徳」に係る調査研究資料を作成し、送付して、採択の手続きを市町村教育委員会で進めていただくという運びになっている。</p> <p>また、県立学校の教科用図書の採択については、各学校に方針を通知して手続きを行っていただいたうへで、7月の定例教育委員会で、昨年度に検定合格した教科書をご覧いただくことになっている。さらに、8月の定例教育委員会において、選定結果を踏まえて、採択についてご審議いただくことになっている。</p>
<p>稲本委員</p>	<p>要するにこれは、前に起きた問題を起こさないようにしましょうという趣旨で、公正確保の徹底というのはこのとおりだと思うので、これはしっかりしてほしい。これとは別に、教科書で全ての教育が進んでいるわけでは全然ない。教科書というのは、時代がどう変わるかわからないため、あまり最先端のことを書くわけにはいかない。かといって、教科書だけで教育が終わってしまうと、時代遅れの子が育ってしまう。そのところはここで議論することではないかもしれないが、どこかで議論しないといけないと思う。教科書問題については、これだけで解決するものではないという事を理解したうへで、考えていく必要がある。公正とかいう意味ではいいと思う。</p>
<p>教育長</p>	<p>議第4号について、挙手により採決する。</p>
<p>教育長</p>	<p>全員賛成により原案のとおり可決する。</p>
<p>議第5号</p>	<p>「平成31年度岐阜県立高等学校入学者選抜について」並びに「平成31年度岐阜県立特別支援学校高等部入学者選考について」及び「平成31年度岐阜県立高等特別支援学校入学者選抜について」</p>

ホームページ公開用

<p>学校支援課長</p>	<p>平成31年度岐阜県立高等学校入学者選抜について」並びに「平成31年度岐阜県立特別支援学校高等部入学者選考について」及び「平成31年度岐阜県立高等特別支援学校入学者選抜について」お諮りする。</p> <p>平成31年度の県立高等学校入学者選抜について、資料128頁に出願期間、変更期間、検査期日、合格発表日等を設定している。全日制及び定時制については、大方、この3月に実施した30年度入学者選抜と同様のスケジュールとなっている。通信制においては、これまで各学校で定めていた検査及び合格発表の日程については、教育委員会もイニシアティブをとって統一し、年度内に実施することとして示してある。資料129頁には概要を記載している。制度の仕組み、検査内容等についても昨年度と同様である。一点、第二次選抜において、昨年度から変更させていただいている。これまで「第一次選抜・連携型選抜の合格者数が、入学定員に満たない学科で実施」としていた。今回の修正点として、「帰国生徒等及び外国人生徒等に係る入学者の選抜における合格者数を加えた数が入学定員に満たない学科で実施」とした点である。もう少し詳しく言うと、帰国生徒等及び外国人生徒等は、特別な入学者選抜ということになっており、定員とは別に各校3名程度と、外枠で募集している。入学定員に満たない場合に実施するという第二次選抜の趣旨に鑑み、特別な選抜での合格者数を加えて入学定員を満たす場合は第二次選抜での募集をしない、と定員を重要視する方向性をとった募集の仕方である。学校支援課からの説明は以上である。</p> <p>続いて、特別支援教育課からご説明を申し上げる。</p>
<p>特別支援教育課長</p>	<p>平成31年度岐阜県立特別支援学校高等部入学者選考の方針について、ご説明する。</p> <p>特別支援学校の入学者選考は、平成24年度までは、県立高等学校の特色化選抜の日程に合わせて実施していたが、特色化選抜がなくなったため、平成25年度から2月中旬に実施している。平成31年度入学者選考については、2月14日（木）に実施したいと考えている。実施校は19校である。平成28年度より羽島特別支援学校の開校、岐阜希望が丘特別支援学校高等部の開設、飛騨特別支援学校高山日赤分枝に肢体不自由部門に併せて病弱部門を含めた高等部を開設したことにより、高等特別支援学校を除く、すべての県立特別支援学校で入学者選考を実施しているものである。</p> <p>次に、平成31年度岐阜県立高等特別支援学校入学者選抜の方針について、ご説明する。</p> <p>平成31年度の選抜試験についても、合格しなかった者に対して他の知的障がい者である生徒に対して教育を行う他の特別支援学校高等部や公立高等学校の検査の受検といった進路指導の機会を確保するため、1月下旬、特別支援学校高等部の出願期間の前であるが、今年度は、1月22日（火）に実施したいと考えている。実施校については、岐阜清流高等特別支援学校と、この4月開校した西濃高等特別支援学校の2校である。両校とも職業教育に特化した知的障がいの程度が軽度である生徒を対象とした高等特別支援学校であり、卒業後は、障がい者雇用による企業就労を目指す学校になる。従来の特別支援学校と同様の教育相談を受け、さらに、他の知的障がい者である生徒に対する教育を行う他の特別支援学校高等部の教育相談を受け、進路先を決定していく。検査内容については、学力検査（国語と数学）、適性検査、実技試験や作文、面接を実施し、学力だけでなく、社会性、意欲等も重視する内容となっている。</p>
<p>竹中委員</p>	<p>今の高校試験では、第2志望とか第3志望とかはなかったか。</p>
<p>教育総務教育主管</p>	<p>学校の第2志望というのはない。同一校の学科において、第1、第2といった志望はある。</p>

ホームページ公開用

(高校)	
竹中委員	昔はあった。ある方が良い場合と無い方が良い場合とあると思うが、これは毎年検討するという事はないのか。
教育総務 教育主管 (高校)	入試制度の大きい部分に関わるところなので、そこは慎重に検討しないといけないところであり、必要に応じて検討していく。県ではこれまで、入試制度の大きな検討をする際には、県の附属機関として、岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会というのがあり、教育長から諮問をして、答申をいただいたものを踏まえて慎重にこれまで検討している。近県だと、愛知県が複数志望できると聞いている。
稲本委員	第二次選抜というのは、全員に面接を実施し、ところによっては学力検査と小論文を実施するということだが、まず、第二次選抜というのは全校でやっているのか。また、全員に面接するというのはかなり大変な作業だと思う。なおかつ小論文とか書かせている学校があるとしたら、現実にやるのはなかなか大変だと思うがそのところはどうか。
学校支援 教育主管 (高校)	第二次選抜に関しては、第一次選抜で定員に満たない学科・部に関して実施している。また、第二次選抜に関しては、第一次選抜とは違って多様な観点から生徒を募集したいということなので、面接を必須としながら、学校によって学力検査を設けたり、場合によっては小論文を設けたり、そのような形で学校によって判断して実施している。
稲本委員	第二次選抜で面接や小論文と書いてあるが、実際にそういう学校はあるのか。
教育総務 教育主管 (高校)	制度をどのような仕組みでつくっているのかということになると思うが、第二次選抜というのは、今申し上げたとおり、第一次選抜で入学定員を満たしていない学科になるため、どちらかというとその学校に行きたいかという意欲をどうしても見る必要が出てくるので面接を重視する。第一次選抜というのは、すべての学校で学力検査を課すというのが大前提になっている。そのうえでいろんな評価をする際に、必要に応じて面接等を行う。独自検査については、部活動や学科の特性に応じてピンポイントで出願し、それを評価するという制度もある。そういった場合だと面接とか小論文とか、自己表現とかもあり、そのような選抜方法で評価しているという現状である。従って、第一次選抜が学力検査がベース、第二次選抜は実施校全校でやるのは面接ということになっている。
稲本委員	では、第一次選抜を実際やっているところはあるのか。
学校支援 教育主管 (高校)	第一次選抜で小論文をやっているところは一校ある。池田高等学校である。
竹中委員	今年の問題ではないが、さっきも話した第2志望の件だが、今後、少子化に伴い、ばらつきが出て、足らないところと、ものすごくオーバーフローになるところといっぱい出るので、それが果たしていいのか悪いのかということもひっくるめると、もう少し選択肢が広がる、生徒の立場から見たら、ここが駄目だったらここに行きたいとか、こう行きたいとかイメージがあるが、一つにかけなければいけない。なかなか皆さん苦労していると思うが、もう少しきめ細かなやり方ができた方がいいような気がする。これは一度検討してもらおうとよいのではないかな。

ホームページ公開用

近藤委員	定員に満たなかった場合に第二次選抜を行うということになると、学力に見合わない子が出てくるのではないかと。
教育総務 教育主管 (高校)	いろいろあると思うが、結果として、学力の高めの子が入ってくることもある。見合わないということは基本的にはないと考える。勿論、高校に入ってから、最近だと個に応じて教育し、十分ケアしているので、学力に見合わない子が入ってくるということはないと考えている。
近藤委員	竹中委員も言われたが、入ってからのことを考えると、受検の機会が沢山あった方がよいのではないかと。点数で一発勝負で入って、途中で辞めるというようなことを避けるためにも、いくつか検討する機会があって、第一志望、第二志望、と、もう少し迷える機会があってもよいのではないかと。
野原委員	その辺、私立の関係もあるので、デリケートな問題ではあるのかなと思う。定員のかなり倍率の高い高校だと、落ちて、私立高校へ行けばそれなりのレベルの教育が受けられるという思いで、第二志望にするとかではなく、そこへ挑戦するという思いで受けている子はいると思う。公立にこだわらず、という部分もあるし、私立の経営があるので、おそらく定員的なこともデリケートな話題だと思う。
教育次長	先程主管が言いました諮問会が以前に行われた際、当時自分が担当したのだが、そこで委員から出たり、愛知県の教育委員会とかに聴取して出た意見として、愛知県の入試制度に関するものがあつた。それは、結局、第一希望に相当するような学校は、本当に第一希望の子が行くが、第二、第三になるような学校は、第二希望を志望した子たちが数多く行く学校になってくるといった弊害もあるということである。岐阜県の場合はそうしたことはない。愛知県の高校入試の倍率をみるときに、先日、名古屋市立若宮商業高等学校の廃校について大きく話題になっていたが、あの時も倍率は1.何倍と出ていて、いかにも報道は、1倍以上あるにも関わらずそこが廃校になるようなことで書いてあつたが、実際には、それは第一希望も第二希望も含めた倍率ということで、非常にその辺が複雑になるのではないかとというようなご意見もその時頂戴したのも事実である。竹中委員さんのご指摘の件については、野原委員さんからご指摘いただいた件も含めて、今後幅広く意見をお聞きして諮っていく必要があるのではないかと考えている。
教育長	議第5号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり可決する。
事務局報告（政策）	
（1）「岐阜県人権教育基本方針」一部改定について	
学校支援 課長	「岐阜県人権教育基本方針」一部改定について報告する。 資料133頁のように、この3月に、「岐阜県人権教育基本方針」の一部が、教育長決定事項として、改定されたので、報告する。岐阜県人権施策推進指針の第三次改定に伴い、本方針の中に、「家庭教育」についての内容を付加したものである。2箇所の改定を行った1つ目の変更点は、「学校教育及び社会教育において行われる教育活動」とされていた部分を「学校、家庭及び地域社会において行われる教育活動」としたことである。2つ目の変更部分は、家庭教育において、第一義的責任を有するのは保護者であるということ、これは岐阜県家庭教育支援条例の基本理念にあるわけだが、これを反映させたものであると共に、家庭に対する情報提供とか、保護者の人権意識の

ホームページ公開用

	<p>高揚を図るための学習機会の充実等に努めるという、これは、県としての役割を出していくということを加えたものである。</p>
野原委員	<p>改定部分については、どのような形で住民は知ることになるのか。家庭教育にかなりの重点があることをうたっていると思うが、親としてはどこでそれを意識するのか。啓発活動などはあるのかどうか。</p>
学校支援課長	<p>いろいろな講演とか研修とか、PTA 関係もあると思うが、いろいろな場で家庭の責任ということが非常に重視されているということをお話していかなければならない。また、人権団体の幹部の方々とお話していた中に、それについても、子どもだけではなくて、家庭も一緒に意識を変えなければならないという話があった。そういうあらゆる場でこれを用いて提案していくということが必要であると考えます。</p>
野原委員	<p>たまたま自分の子どもの校区が人権教育に力を入れていた。PTA の中で家庭教育学級というものがあり、母親委員だったり成人教育委員だったり、いろんな名前があると思うが、5 回ぐらい教室を提案する中で、必ず一回は人権教育について皆さんで学びましょうというような形で取り組んできていた。PTA としてはそういうことに目を向けてほしいというような取組みをしてきたわけである。力を入れている校区であったからそういった取組みもできていたわけだが、それ以外の地域ではそういった学びの機会があるのかないか、実際のところが分からなかった。また、機会をとらえてやっていただければ、と思う。</p>
(2) 第3回発達障がいのある児童生徒の教育支援体制検討会議の報告	
特別支援教育課長	<p>先月3月16日に開催された「第3回発達障がいのある児童生徒の教育支援体制検討会議」について、報告する。</p> <p>本会は、発達障がいのある児童生徒のための指導の手引きと、個別の教育支援計画に係る保護者向け文書の内容に関する協議を行った。各委員の方々からは、まず手引については、「合理的配慮を考えるうえで大変参考になる内容である」というようなご意見や「分かりやすいので、教員が活用しやすい」「学校での教員の研修に活用してほしい」というようなご意見をいただいた。また、保護者向け文書については、個別の教育支援計画を作成し、支援を受けることで、例えば高校入試での配慮や高校での適切な支援につながっていくといったことを是非周知してほしいといったご意見をいただいた。これらについては、いつでも活用できるように PDF 化し、各学校に通知すると併せて、本課のホームページにある特別支援教育ネットにも掲載している。</p>
事務局報告（その他）	
(1) 平成30年第1回岐阜県議会定例会における審議結果について (2) 平成30年第1回岐阜県議会定例会教育警察委員会の概要について	
教育総務課長	<p>いずれも先の岐阜県議会定例会の結果のご報告である。</p> <p>去る2月23日から3月22日の28日間、審議があった。審議結果として、教育委員会関係は全体で6本、議第1号及び15号は予算関係、後の4本は条例その他議案ということで、教育警察委員会に付託がなされたところである。いずれも、3月12日、あるいは3月16日の教育警察委員会での審議をいただき、3月22日の本会議で可決されたところである。</p> <p>136頁の下段からは、一般質問の状況についての記載である。今回の議会については、9名の議員の方から教育関係のご質問を受けた。それに対して、139頁以降は、教育長答弁を示してあるので、ご確認いただきたい。</p>

ホームページ公開用

続いて、154頁は、併せて県議会関係ということで、教育警察委員会の概要の資料を付けた。3月12日の委員会については、29年度の補正予算のご審議をいただいた。また、岐阜県地方産業教育審議会における審議の状況についてもご報告をしてご審議をいただいた。3月16日の委員会は、30年度の予算と条例その他議案4本についてご審議をいただいた。委員会におけるいろいろなご指摘ご質問、そして対応等について示してあるので、ご確認いただきたい。

(3) 岐阜県における全国レベルの表彰について

教育総務課長

全国レベルの表彰ということで、大きく文化部門、及びスポーツ部門で、特に3月にあった大会等の結果について、上位の成績の者についてご紹介している。

(4) 平成30年度教育委員会行事予定について

教育総務課長

今年度の教育委員会の行事予定である。いつもどおり現在判明しているものについて示してある。今のところ、5月23日には定例教育委員会ということで、場所を岐阜かみがはら航空宇宙博物館で開催させていただきたいということで、また時間等もご案内させていただく。こちらについても、変更のつど、また順次ご案内をさせていただく。

閉会

午後4時20分、閉会を宣言する。